

平成29年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報				
事務事業名		住宅改修貸付金事業	担当課	介護福祉課
総合計画	政策	健やかに暮らせるまち	計画期間	平成15年度～
	施策	高齢者福祉の推進	種別	任意の事務
	基本事業	高齢者の介護予防の推進	市民協働	
予算科目コード		01-030105-04 単独	根拠法令・条例等	介護保険法第115条の49 守谷市介護保険住宅改修費資金貸付要綱

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？	
背景（なぜ始めたのか）	内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）
平成12年4月に介護保険が施行された当時、在宅での介護を希望する方が多く、在宅での介護環境を整備するため住宅改修の需要が伸びる見込みがあった。しかし、住宅改修の保険給付は償還払いであることから、一時的な立て替えが困難な被保険者に対して資金を貸し付けることで、必要なサービスを利用することができるようにした。	貸付額：住宅改修費支給対象額の9/10 償還方法：住宅改修費の支給時に相殺 支給対象となる工事： ①手すりの取り付け ②段差の解消 ③滑り防止、移動円滑化等のための床・通路材への変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他各工事に付帯して行う必要な工事
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	
被保険者の住環境を整備することで、在宅での生活を維持することができる。	
（参考）基本事業の目指す姿	
健康づくりをする高齢者を増やす。 介護が必要とならない体力を保ち、自立して行動できる高齢者を増やす。	

事業の課題認識，改善の視点（次年度にどう取り組むか）	
目的達成のための課題（問題点，現状分析，課題設定）	具体的内容とスケジュール
住宅改修貸付金事業を利用した場合，被保険者が市へ貸付申請書や借用書を提出する等，貸付金を振り込むまでにいくつか手続きを要するため，被保険者の負担となっている。	4月 他市町村の状況確認，事業の方向性の検討 5月 <本事業継続の場合> 居宅事業所に対し本事業の周知をする。 居宅事業所からサービス利用者への周知と，本事業の利用希望者への手続き等の支援を促す。 <受領委任払いへ移行となる場合> ・移行スケジュールの確認。 ・開始時期の検討。 6月以降 受領委任払い移行に向けた作業。
改善内容(課題解決に向けた解決策)	
住宅改修の支給方法を償還払い（※1）ではなく，受領委任払い（※2）へ転換することも含めて，本貸付金事業の再検討をする。 ※1 一旦，被保険者が施工業者へ改修費用を全額支払い，後日申請により保険給付額（9割もしくは8割）を被保険者の口座へ償還する方法。 ※2 被保険者は施工業者へ自己負担額（1割もしくは2割）を支払い，保険給付額については市から施工業者の口座へ振り込む。	
次年度のコストの方向性（→その理由）	
☐ 増加 ☒ 維持 ☐ 削減	元々事業に対するコストはかかっておらず，受領委任払いに移行した場合も給付費の支払先が変更となるだけなので，コストが増加するとは考えられない。

H28年度の評価（課題）を受けて、どのように取り組んだか（H29年度の振り返り）	
H28年度の評価（課題）	H29年度 of 取組（評価、課題への対応）
貸付実績はないが、本事業廃止により低所得者の居宅介護住宅改修の利用機会を減らすことは適当でないため、事業の廃止およびコストの削減はできない	なし

評価（指標の推移、今後の方向性）					
指標名	基準値（H26）	H28年度	H29年度	H30年度	目標値（H33）
貸付利用者数（人）	0.00	0.00	0.00	1.00	1.00
（人）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果の動向（→その理由）					
☐ 向上 ☒ 横ばい ☐ 低下	平成15年に本事業を実施して以来利用者がいない。				
今後の事業の方向性（→その理由）					
☐ 拡大 ☐ 縮小 ☒ 維持 ☐ 改善・効率化 ☐ 統合 ☐ 廃止・終了	貸付実績はないが、本事業廃止により低所得者の居宅介護住宅改修の利用機会を減らすことは適当でないため、事業の廃止およびコストの削減はできない。				

コストの推移						
項目		H27年度決算	H28年度決算	H29年度決算	H30年度予算	H31年度見込
事業費	計	0	0	0	1	0
	国・県支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	1	1
	一般財源	0	0	0	0	-1
正職員人工数（時間数）		0.00	2.00	0.00	0.00	0.00
正職員人件費		0	8	0	0	0
トータルコスト		0	8	0	1	0